

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について (令和3年度補正予算第8号)

### 1. 事業概要

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に掲げられた、住民税非課税世帯等に対する1世帯あたり10万円の現金給付実施にあたって要する経費を計上するものである。

### 2. 対象

#### (1) 支給対象者

令和3年12月10日時点において、市区町村の住民基本台帳に記録されている者であって、次の①または②に該当する世帯の世帯主

- ① 世帯員全員の令和3年度分特別区民税・都民税の均等割が非課税である世帯
- ② 家計急変世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分住民税の均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

#### (2) 対象世帯数(見込み)

- ① 世帯員全員の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯 55,000世帯
- ② 家計急変世帯 28,000世帯

### 3. 補正予算額

90億8,500万円(財源:国庫補助金10/10)

(内訳)

- 給付事業費 83億円(10万円×83,000世帯)
- 事業費 7億8,500万円

### 4. 受付期間(予定)

- (1) 住民税均等割非課税世帯 令和4年1月下旬~3月末日
- (2) 家計急変世帯 令和4年1月下旬~9月末日